

三次市教育委員会議案第59号

三次市教育委員会組織規則等の一部を改正することについて、議決を求める。

令和6年3月28日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則

(三次市教育委員会組織規則の一部改正)

第1条 三次市教育委員会組織規則(平成16年三次市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「職制等(第11条―第13条)」を「職制等(第11条・第12条)」に、「附属機関(第14条)」を「附属機関(第13条)」に改める。

第3条中「課」を「教育部」に改める。

第4条中「前条に規定する課」を「前条に規定する部」に改め、同条の表を次のように改める。

課名	係名
教育企画課	教育企画係
学校教育課	学事係
	教育指導係
社会教育課	文化学習係
	児童育成係

第5条の表を次のように改める。

課名	係名	分掌事務
教育企	教育企	(1) 教育委員会の会議に関すること。

画課	画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 規則の制定又は改廃に関する事。</li> <li>(3) 教育目的のための基本財産及び積立金に関する事。</li> <li>(4) 公告式に関する事。</li> <li>(5) 陳情・請願に関する事。</li> <li>(6) 公印の管理に関する事。</li> <li>(7) 文書の收受及び保管に関する事。</li> <li>(8) 寄附に関する事。</li> <li>(9) 教育政策に関する事。</li> <li>(10) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。</li> <li>(11) 教育財産の取得及び管理に関する事。</li> <li>(12) 危機管理に関する事。</li> <li>(13) 教育委員会の評価に関する事。</li> <li>(14) 事務局・課の庶務に関する事。</li> </ul>
学校教育課	学事係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童生徒の就学に関する事。</li> <li>(2) 通学区域に関する事。</li> <li>(3) 就学援助，就学奨励に関する事。</li> <li>(4) 学校保健及び健康教育に関する事。</li> <li>(5) 教職員の手当等に関する事。</li> <li>(6) 学校配分予算の管理に関する事。</li> <li>(7) 教科用図書に関する事。</li> <li>(8) 学校事務共同処理に関する事。</li> <li>(9) 学校給食調理業務に関する事。</li> <li>(10) 学校その他教育施設の営繕及び保守に関する事。</li> <li>(11) 学校等の備品の管理に関する事。</li> <li>(12) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
	教育指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員の人事，給与及び福利厚生に関する事。</li> <li>(2) 教職員（市費支弁の者）の任免に関する事。</li> <li>(3) 教職員のサービスの監督に関する事。</li> <li>(4) 教職員の労働安全衛生に関する事。</li> <li>(5) 学級編制に関する事。</li> <li>(6) 教育課程に関する事。</li> <li>(7) 教科等の指導に関する事。</li> <li>(8) 教職員の研修に関する事。</li> <li>(9) 学校経営指導に関する事。</li> <li>(10) 生徒指導に関する事。</li> <li>(11) 特別支援教育に関する事。</li> <li>(12) 乳幼児教育に関する事。</li> <li>(13) 子どもの未来応援宣言に関する事。</li> </ul>
社会教育課	文化学習係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育の推進に関する事。</li> <li>(2) 社会教育委員の会議に関する事。</li> <li>(3) 芸術・文化活動に関する事。</li> <li>(4) 芸術・文化団体の育成指導に関する事。</li> <li>(5) 文化財の保護に関する事。</li> <li>(6) 文化財保護委員会に関する事。</li> <li>(7) 図書館に関する事。</li> <li>(8) 社会教育及び芸術・文化施設に関する事。</li> </ul>

	(9) 生涯学習に関すること。
	(10) 課の庶務に関すること。
児童育成係	(1) 奨学金に関すること。
	(2) 放課後子ども教室に関すること。
	(3) 青少年に関すること。

第11条第1項中「教育次長」を「部長及び次長」に改める。

第12条を削る。

第13条中「教育次長」を「部長」に改め、同条を第12条とする。

第14条の表中

「

主管課
文化と学びの課
文化と学びの課

」を

「

主管課
社会教育課
社会教育課

」に改め、同条を第13条とする。

(三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 部長

第4条第1号中「教育次長」を「部長」に、「教育委員会事務局」を「教育部」に改める。

第4条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次長は、上司の命を受けて教育長及び教育部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。

(三次市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 三次市教育委員会公印規則（平成16年三次市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「文化と学びの課」を「教育企画課」に改める。

第5条及び第6条中「文化と学びの課長」を「教育企画課長」に改める。

第7条中「文化と学びの課」を「教育企画課」に改める。

第9条，第10条及び第12条中「文化と学びの課長」を「教育企画課長」に改める。

(三次市就学指導委員会規則の一部改正)

第4条 三次市就学指導委員会規則（平成16年三次市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会事務局学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

(三次市民ホール運営委員会規則の一部改正)

第5条 三次市民ホール運営委員会規則（平成26年三次市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会文化と学びの課」を「教育部社会教育課」に改める。

附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。